

第 673 回兵庫地方最低賃金審議会

日時：令和 6 年 10 月 3 日（水） 10:00～
場所：兵庫労働局 16 階 第 3 共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 特定最低賃金の改正の必要性の有無の審議について
- (2) 特定最低賃金の金額改正の審議等について
- (3) その他

3 閉 会

兵庫地方最低賃金審議会

第 673 回審議会資料

令和 6 年 10 月 3 日

兵庫労働局労働基準部賃金室

第 673 回兵庫地方最低賃金審議会

資 料 目 次

- 1 令和 6 年度 最低賃金専門部会委員一覧表 1
- 2 令和 6 年度 兵庫県の最低賃金答申・改定状況 3
- 3 令和 6 年度 最低賃金審議経過一覧表 4
- 4 兵庫県特定最低賃金の改正決定等に係る報告文・答申文（写） 5

令和6年度 最低賃金専門部会委員一覧表

兵庫県の地質	公益	◇	ウメノ 梅野	ナオシ 巨利	大阪商業大学総合経営学部 教授	電子部品等製造業	◇ ◎	ウメノ 梅野	ナオシ 巨利	大阪商業大学総合経営学部 教授		
		◇ ◎ ※	センダ 千田	ナオキ 直毅	神戸学院大学 経営学部 教授		◇ ◎	センダ 千田	ナオキ 直毅	神戸学院大学 経営学部 教授		
		◇ ◎	ヤマグチ 山口	タカヒデ 隆英	兵庫県立大学 国際商経学部教授			ミカミ 三上	キミオ 喜美男	元(株)神戸新聞社 論説顧問		
	労働者	◇	イワサキ 岩崎	カスト 和人	JAM山陽 書記長			スモチ 末道	タツヤ 辰也	ウシオ電機労働組合 執行委員長		
		◇	コニシ 小西	ケイスケ 啓介	日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部 事務局長			ナカシマ 中島	ヒロシ 洋	パナソニックデバイスSUNX 竜野労働組合 執行委員長		
		◇	ホリエ 堀井	セツヤ 説也	電機連合兵庫地協 事務局長		◇	ホリエ 堀井	セツヤ 説也	電機連合兵庫地方協議会 事務局長		
	使用者	◇	クラト 倉本	シンジ 信二	三ツ星ベルト(株) 取締役常務執行役員 人事総務本部長			エイナガ 栄永	サトル 悟	三相電機(株) 取締役 統括管理部長		
		◇	マツオカ 松岡	ナオヤ 直哉	兵庫県経営者協会 労働政策部長			シヤマ 新山	マサユキ 正幸	三菱電機(株)神戸製作所 総務部長		
		◇	ヨシカワ 吉川	カズヒロ 和宏	山陽特殊製鋼(株) 人事・労政部 プロスタッフ主査		◇	マツオカ 松岡	ナオヤ 直哉	兵庫県経営者協会 労働政策部長		
	塗料製造業	公益		カンバヤシ 上林	リオ 憲雄		神戸大学 大学院 経営学研究科 教授	輸送用機械器具製造業	◇ ◎	センダ 千田	ナオキ 直毅	神戸学院大学 経営学部 教授
			◇ ◎	サカモト 坂本	チカ 知可		神戸花くま法律事務所 弁護士		※ ◎	タカシナ 高階	トシノリ 利徳	兵庫県立大学 国際商経学部 教授
			◇ ※ ◎	サクラマ 桜間	ヒロアキ 裕章		元(株)神戸新聞社 論説委員長			ミカミ 三上	キミオ 喜美男	元(株)神戸新聞社 論説顧問
労働者			ウラカミ 浦上	テツヤ 哲也	神東塗料労働組合 中央書記長		エンドウ 遠藤		ヨシカズ 義一	ナブテスコ労働組合 中央執行委員長		
			ミウラ 三浦	ケイジ 圭司	関西ペイント労働組合 中央書記長	※	カタヤマ 片山		ユウキ 勇輝	川崎重工労働組合 兵庫支部 執行委員長		
		◇	モリタ 森田	ナオキ 直樹	日本労働組合総連合会 兵庫県連合会 副事務局長	◇	コニシ 小西		ケイスケ 啓介	日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部 事務局長		
使用者			ササキ 佐々木	タモツ 保	川上塗料(株) 総務部長		カネコ 金子		トシユキ 敏之	(株)IHI 相生事業所 所長		
			ヒロカガ 廣利	ヨシキ 芳樹	関西ペイント(株)尼崎事業所 事務部事務G グループリーダー		スズキ 鈴木		タケオ 健朗	川崎重工業(株) 人事労政部 労政課長		
		◇	ヨシカワ 吉川	カズヒロ 和宏	山陽特殊製鋼(株) 人事・労政部 プロスタッフ主査	◇	マツオカ 松岡		ナオヤ 直哉	兵庫県経営者協会 労働政策部長		

※：令和6年度新規担当委員、◇：本審委員、◎：部会長、○：部会長代理

鉄鋼業	公益	◇ ○	サカモト 坂本	チカ 知可	神戸花くま法律事務所 弁護士	計量器等製造業	公益	◇ ◎	ウメノ 梅野	ナオトシ 巨利	大阪商業大学総合経営学部 教授		
		◇ ◎	サクラマ 桜間	ヒロアキ 裕章	元(株)神戸新聞社 論説委員長			◇ ○	センダ 千田	ナオキ 直毅	神戸学院大学 経営学部 教授		
			タカナ 高階	トシノリ 利徳	兵庫県立大学 国際商経学部 教授				タカナ 高階	トシノリ 利徳	兵庫県立大学 国際商経学部 教授		
	労働者		カワバタ 川端	トモユキ 智之	日亜鋼業労働組合 組合長		労働者	◇	イワサキ 岩崎	カズト 和人	JAM山陽 書記長		
		◇	コニシ 小西	ケイスケ 啓介	日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部 事務局長				クロイシ 黒石	ナオトシ 尚稔	JAM山陽 兵庫西地協担当オルグ		
			フジタ 藤田	シュウヘイ 修平	虹技労働組合 書記長			※	タナカ 田中	ユウスケ 祐介	ヤマトハカリユニオン 執行委員長		
	使用者		シノダ 篠田	ケン 兼	(株)神戸製鋼所 人事労政部企画グ ループ長		使用者	※	オカムラ 岡村	タクトシ 剛敏	大和製衝(株) 取締役管理本部長		
		※	マツムラ 松村	ケンジ 健司	日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所 労働・購買部長				クロダ 黒田	シュンイチ 俊一	(株)第一計器製作所 代表取締役社長		
		◇	ヨシカワ 吉川	カズヒロ 和宏	山陽特殊製鋼(株) 人事・労政部 プロスタッフ主査			◇ ※	タニグチ 谷口	トシヒサ 幸史	兵庫県中小企業団体中央会 専務理事		
	はん用機械器具製造業等	公益	○	カンバヤシ 上林	ノリオ 憲雄		神戸大学大学院 経営学研究科 教授	自動車小売業	公益	◇ ○	ウメノ 梅野	ナオトシ 巨利	大阪商業大学総合経営学部 教授
			◇ ◎	サクラマ 桜間	ヒロアキ 裕章		元(株)神戸新聞社 論説委員長			◇ ◎	サカモト 坂本	チカ 知可	神戸花くま法律事務所 弁護士
				タカナ 高階	トシノリ 利徳		兵庫県立大学 国際商経学部 教授				ミカミ 三上	キミオ 喜美男	元(株)神戸新聞社 論説顧問
労働者		◇	イワサキ 岩崎	カズト 和人	JAM山陽 書記長	労働者			シノザキ 篠崎	ショウ 翔	いすゞ自動車近畿労働組合 書記長		
		※	コスゲ 小菅	リエ 梨絵	JAM山陽 副書記長		※		ハシモト 橋本	キンヤ 欣也	スズキ労連 スズキ販売労働組合 自販兵庫支部 書記長		
			サカモト 坂元	リュウイチ 隆一	日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部 事務局次長		◇		モリタ 森田	ナオキ 直樹	日本労働組合総連合会 兵庫県連合会 副事務局長		
使用者			シモオカ 下岡	タカシ 隆	(株)神鋼環境ソリューション 人事労政部長	使用者			アズマケンイチ 東 健一郎	ロウ 健一郎	(株)神戸マツダ 執行役員CHRO		
		※	ナカザキ 中崎	ヨシキ 芳喜	東洋機械金属(株) 総務部長				イマイ 今井	クニオ 晋生	兵庫トヨタ自動車(株) 代表取締役専務		
		◇	マツシタ 松下	タカコ 田佳子	川上塗料(株) 取締役経理本部長		◇		クラモト 倉本	シンジ 信二	三ツ星ベルト(株) 取締役常務執行役員 人事総務本部長		

※：令和6年度新規担当委員、◇：本審委員、◎：部会長、○：部会長代理

令和6年度 兵庫県 の最低賃金答申・改定状況

		令和5年度 時間額 (円)	改正後 時間額 (円) (前年差)	改正 率(%)	影響 率(%)	専結日	部会 採決	6条5項 の適用	本審	本審 採決	異議申 出締切 日	異議 申出 状況	異議申 出に係 る答申 日	官報 公示日 (予定)	発効日 (予定)
地域 別 最賃	兵庫県最低賃金	1,001	1,052 (+51)	5.09%	24.78%	8月5日	●	無	8月5日	●	8月20日	有	8月21日	8月30日	10月1日
	特 定 最 賃														
	塗料製造業	1,048	1,099 (+51)	4.87%	3.54%	9月24日	○	有	—	—	10月9日			(10月24日)	(12月1日)
	鉄鋼業	1,065	1,116 (+51)	4.79%	3.73%	9月19日	○	有	—	—	10月4日			(10月21日)	(12月1日)
	はん用機械 器具等製造 業	1,035	(1,087) (+52)	5.02%	7.95%	10月1日	●	無							(12月1日)
	電子部品等 製造業	1,002	1,053 (+51)	5.09%	23.48%	9月27日	○	有	—	—	10月15日			(10月29日)	(12月1日)
	輸送用機械 器具製造業	1,075	1,126 (+51)	4.74%	6.46%	9月13日	○	有	—	—	9月30日			(10月15日)	(12月1日)
	計量器等製造業	1,002	1,053 (+51)	5.09%	21.41%	10月1日	○	有	—	—	10月16日			(10月30日)	(12月1日)
	自動車小売業	963	申出あり 改正必要性なし												
	繊維工業	800	申出なし												
	各種商品小売業	797	申出なし												

部会採決の○は全会一致、●及び▲はそれぞれ使側委員及び労側委員反対 (◐ ▲ :一部反対)

令和6年度 最低賃金審議経過一覧表

項目		兵庫県	塗料製造業	鉄鋼業	はん用機械器具等製造業	電子部品等製造業	輸送用機械器具製造業	計量器等製造業	自動車小売業
申出書受理日			R6.6.25	R6.6.25	R6.6.25	R6.6.24	R6.6.25	R6.6.25	R6.7.4
改正の必要性	諮問年月日(本審)		R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19
	本審		R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19
	答申年月日(本審)			R6.8.20			R6.8.28	R6.8.23	
改正諮問年月日		R6.7.1	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19	R6.7.19
専門部会委員任命年月日		R6.7.17	R6.8.2 R6.8.6	R6.8.2 R6.8.6	R6.8.2 R6.8.6	R6.8.2 R6.8.6	R6.8.2 R6.8.6	R6.8.2 R6.8.6	R6.8.2 R6.8.6
専門部会委員	公益代表	梅野	上林	○坂本	○上林	◎梅野	◎千田	◎梅野	○梅野
		○千田	◎坂本	◎桜間	◎桜間	○千田	○高階	○千田	◎坂本
		◎山口	○桜間	高階	高階	三上	三上	高階	三上
	労働者代表	岩崎	浦上	川端	岩崎	末道	遠藤	岩崎	篠崎
		小西	三浦	小西	小菅	中島	片山	黒石	橋本
		堀井	森田	藤田	坂元	堀井	小西	田中	森田
	使用者代表	倉本	佐々木	篠田	下岡	榮永	金子	岡村	東
		松岡	廣利	松村	中崎	新山	鈴木	黒田	今井
		吉川	吉川	吉川	松下	松岡	松岡	谷口	倉本
	意見聴取実施年月日		R6.6.18 R6.6.20		R6.7.19		R6.7.19		
第1回専門部会		R6.7.29	R6.9.3	R6.8.20	R6.9.11	R6.8.23	R6.8.22	R6.8.21	R6.8.27
第2回専門部会		R6.7.31	R6.9.20	R6.9.10	R6.9.27	R6.9.2	R6.8.28	R6.8.23	R6.9.10
第3回専門部会		R6.8.1	R6.9.24	R6.9.19	R6.10.1	R6.9.27	R6.9.13	R6.9.9	R6.9.12
第4回専門部会		R6.8.5						R6.10.1	
第5回専門部会									
第6回専門部会									
				…金額審議					
審議会令6条5項の適用		無	有	有	無	有	有	有	無
本審(答申)		R6.8.5	R6.9.24	R6.9.19		R6.9.27	R6.9.13	R6.10.1	
発効日		R6.10.1	R6.12.1	R6.12.1		R6.12.1	R6.12.1	R6.12.1	—

◎は部会長、○は部会長代理



令和6年9月24日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会
部会長 坂本知可

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員
上林憲雄
坂本知可
桜間裕章

労働者代表委員
浦上哲也
三浦圭司
森田直樹

使用者代表委員
佐々木保
廣利芳樹
吉川和宏

兵庫県塗料製造業最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 塗料製造業
 - (2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検数若しくは選別の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,099円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年12月1日



令和6年9月24日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基0719第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 塗料製造業
 - (2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検数若しくは選別の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,099円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年12月1日

令和6年9月19日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会
部会長 桜間裕章

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月19日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員
坂本知可
桜間裕章
高階利徳

労働者代表委員
川端智之
小西啓介
藤田修平

使用者代表委員
篠田 兼
松村健司
吉川和宏

兵庫県鉄鋼業最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 鉄鋼業
 - (2) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 軽易な運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,116円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年12月1日



令和6年9月19日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基0719第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 鉄鋼業
 - (2) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）に掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 軽易な運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,116円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年12月1日

令和6年10月1日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県はん用機械器具製造業、生産用
機械器具製造業、業務用機械器具製造
業最低賃金専門部会
部会長 桜間裕章

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫
県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改
正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員
上 林 憲 雄
桜 間 裕 章
高 階 利 徳

労働者代表委員
岩 崎 和 人
小 菅 梨 絵
坂 元 隆 一

使用者代表委員
下 岡 隆
中 崎 芳 喜
松 下 田 佳 子

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) はん用機械器具製造業
 - (2) 生産用機械器具製造業
 - (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
 - (4) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務
 - ハ 塗装におけるマスキングの業務
 - ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,087円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年12月1日

令和6年9月27日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、
電気機械器具製造業、情報通信機械器具製
造業最低賃金専門部会
部会長 梅野巨利

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員
梅野巨利
千田直毅
三上喜美男

労働者代表委員
末道辰也
中島洋
堀井説也

使用者代表委員
榮永悟
新山正幸
松岡直哉

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
(2) 電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
(3) 情報通信機械器具製造業
(4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 次に掲げる業務に主として従事する者
イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,053円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年12月1日

令和6年9月27日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基0719第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業

(2) 電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。) 及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)

(3) 情報通信機械器具製造業

(4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,053円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月1日

令和6年9月13日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 千田直毅

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月19日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員
千田直毅
高階利徳
三上喜美男

労働者代表委員
遠藤義一
片山勇輝
小西啓介

使用者代表委員
金子敏之
鈴木健朗
松岡直哉

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 鉄道車両・同部分品製造業

(2) 船舶製造・修理業，船用機関製造業

(3) 航空機・同附属品製造業

(4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

(5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)

(6) (1) から (5) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 塗装におけるマスキングの業務

ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ニ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,126円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月1日



令和6年9月13日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基0719第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 鉄道車両・同部分品製造業
 - (2) 船舶製造・修理業, 船用機関製造業
 - (3) 航空機・同附属品製造業
 - (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
 - (5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)
 - (6) (1) から (5) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) から (5) までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 塗装におけるマスキングの業務
 - ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ニ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 1 2 6 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 6 年 12 月 1 日

令和6年10月1日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機
械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 梅野巨利

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員
梅野巨利
千田直毅
高階利徳

労働者代表委員
岩崎和人
黒石尚稔
田中祐介

使用者代表委員
岡村剛敏
黒田俊一
谷口幸史

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
(1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)
(2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
(3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 次に掲げる業務に主として従事する者
イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,053円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年12月1日



令和6年10月1日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基0719第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)
 - (2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,053円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年12月1日



令和6年9月12日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会
部会長 坂本 知可

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったため報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員
梅野巨利
坂本知可
三上喜美男

労働者代表委員
篠崎 翔
橋本欣也
森田直樹

使用者代表委員
東 健一郎
今井晋生
倉本信二

(案)

令和6年10月3日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったため答申する。



令和6年10月3日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったため答申する。

(案)

令和6年10月3日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基0719第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) はん用機械器具製造業
 - (2) 生産用機械器具製造業
 - (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
 - (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務
 - ハ 塗装におけるマスクングの業務
 - ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,087円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり



令和6年10月3日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基0719第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) はん用機械器具製造業
 - (2) 生産用機械器具製造業
 - (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
 - (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務
 - ハ 塗装におけるマスキングの業務
 - ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,087円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

(案)

令和6年10月3日

兵庫労働局長

赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野巨利

令和6年9月13日付け答申の訂正について

令和6年9月13日付け兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する、当審議会の答申の一部について下記のとおり訂正する。

記

答申別紙記第2号中「(2)船舶製造・修理業、船用機関製造業」を
「(2)船舶製造・修理業、船用機関製造業」に訂正する。

区分	最低賃金件名 〔新設発効年月日〕 適用範囲	最低賃金額 （改正発効年月日）	適用使用者数 適用労働者数（人）
特 定	<p>兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金^協 〔H2. 2.16〕</p> <p>1 適用する使用者 兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄道車両・同部分品製造業 (2) 船舶製造・修理業、[○]舶用機関製造業 (3) 航空機・同附属品製造業 (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 (5) その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。） (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 塗装におけるマスクングの業務 ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ニ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務 （これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）</p>	1,075円 (R5.12. 1)	301 13,770
最 低 賃	<p>兵庫県各種商品小売業最低賃金^公 〔H2. 1. 3〕</p> <p>1 適用する使用者 兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 各種商品小売業 (2) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者</p>	797円 → ^地 (H28. 2. 1)	114 16,820
金	<p>兵庫県自動車小売業最低賃金^協 〔H2. 3.28〕</p> <p>1 適用する使用者 兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。） (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 洗車又はワックスかけの業務 ハ 塗装におけるマスクング又はさび止め処理の業務</p>	963円 → ^地 (R4.12. 1)	1,972 15,390